

## 仮に花火大会が開催されるとした場合に必要な条件や対策等

※「花火大会」は以下の条件での実施を指すものとする

開催場所：由良川（音無瀬橋）河畔

開催時期：夏季

### 【目 次】

- 1 露店対策・・・・・・・・・・ P 1
- 2 雑踏対策・・・・・・・・・・ P 4
- 3 責任体制の確保・・・・・・・・ P 6
- 4 交通対策・・・・・・・・・・ P 7
- 5 救護対策・・・・・・・・・・ P 8
- 6 適正な規模の設定・・・・ P 9
- 7 火災対策・・・・・・・・・・ P 9
- 8 洪水対策・・・・・・・・・・ P 9
- 9 火薬類取締法関係・・・・ P 10

### 1 露店対策

#### (1) 各関係機関が求めること

国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所

- ① 河川区域内の土地を占用する場合は、河川法第 24 条に基づき、河川管理者の許可を受けなければならない。
- ② 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、または除去しようとする場合は、河川法第 26 条に基づき、河川管理者の許可を受けなければならない。
- ③ 営利目的での占用申請は認めない。
- ④ 主催者からの花火大会一連の申請に含めるものとし、個別に露店からの申請は受け付けない。

京都府中丹西土木事務所

- ① 道路区域内の土地を占用する場合は、道路法第 32 条に基づき、道路管理者の許可を受けなければならない。
  - ・道路管理上及び道路交通上支障となるので原則として認めない。
  - ・道路の敷地外に、当該箇所にかわる適当な場所がなく、やむを得ない場合で、かつ、臨時的なものに限り占用を認めることができる。

## 福知山警察署

- ① 道路以外の場所において出店するよう案内する。
- ② ただし、他に手段がなく道路以外の場所に出店することができないなどの事情がある場合においては、露店の出店は道路交通の妨害となることから、社会の慣習上やむを得ないものであるときに限り、主催者による露店出店の管理、取りまとめをした上で、周辺道路の通行を遮断する措置等により、交通の安全と円滑を確保する必要があるため、事前に協議を行うこと。

## 福知山消防署

- ① 花火大会を管理する主催者は、露店を開設する行為に対し、福知山市火災予防条例第45条第1項第6号に基づき、「露店等の開設届出書」を提出すること。
- ② 花火大会において、対象火気器具（液体燃料、固体燃料、気体燃料、電気を熱源とする器具）を使用する露店は、福知山市火災予防条例第18条第1項第9号の2に基づき、消火器を設置すること。
- ③ 露店の出店が100店舗を超える場合は、指定催しに該当するため、福知山市火災予防条例第42条の3に基づき、「実施計画書」を提出するとともに、火災予防上必要な事項について、消防署の指導に従うこと。
- ④ 露店の出店が100店舗未満の場合でも、露店の安全対策として福知山市屋外イベント等安全管理指針に基づき、安全対策を講じること。

## 福知山市

- 由良川堤防線ほか会場に隣接する市道に関して、
- ① 市道の道路区域内において道路法第32条各号に掲げる工作物等を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。ただし、道路の敷地外に余地がなくやむを得ない場合に限る。
  - ② 営利目的での占用申請は認めない。
  - ③ 市道であっても使用許可に関しては警察署の所管事務となる。警備や交通規制等の手配も必要となるため、会場と日程を決定の上、できるだけ早い時期に警察署と協議を行うこと。
  - ④ 主催者からの花火大会一連の申請に含めるものとし、個別に露店からの申請は受け付けない。

(2) 委員が求めること

- (1) 最初の数年間（1～3年ほど）は露店を出店させるべきではない。
- (2) (1)に関わらず露店を出店させる場合、主催者は、露店対策として主に以下のような対策を講じることが望ましい。
- ① 由良川河川敷には出店させないこと。
  - ② 地域活性化の面から市内事業者に限定すること。
  - ③ 露店エリアを設定し、花火打ち揚げの場所、時間とも分離させること。  
    (例) 露店出店エリアを御霊公園、広小路商店街に限定する  
    (例) 露店の営業終了後に花火の打ち揚げを実施する
  - ④ 無届けでの出店が無いよう対策を講じること。
  - ⑤ その他、考え得る安全対策を講じること。

## 2 雑踏対策

### (1) 各関係機関が求めること

国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所

【雑踏対策のための工作物（指定席や置看板等）を設置する場合】

- ① 河川区域内の土地を占有する場合は、河川法第24条に基づき、河川管理者の許可を受けなければならない。
- ② 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、または除去しようとする場合は、河川法第26条に基づき、河川管理者の許可を受けなければならない。

京都府中丹西土木事務所

- ① 府道を占有する場合は、道路法第32条に基づき、道路管理者の許可を受けなければならない。（※実施団体が、公共団体等以外の場合）
  - ・実施団体が公共団体又は公共団体を構成員とする団体等である場合は、以下②の「道路一時使用届」の提出となる。
- ② 府道を一時使用する場合は、道路一時使用届を提出しなければならない。  
※道路交通法第77条による「道路使用許可の写し」を添付のこと
  - ・届出者が、公共団体又は公共団体を構成員とする団体等で管理責任の所在及びその能力が明確である団体である場合。

福知山警察署

- ① 雑踏警備対策についての法的な条件や許可手続きの定めはないが、主催者の計画に応じて個別具体的な指導を行う。警備計画を策定するにあたっては、事前に協議を行い、安全確保に向けた警備体制の構築について指導に従うこと。
- ② 由良川河川敷や音無瀬橋付近等の交通量のある道路の近くにおいて、花火大会を開催する場合、道路使用許可等の点から公益性が求められるため、形式的な後援ではなく、行政の実質的な後援が必要である。

福知山市

- ① 警察署と協議の上、通行の安全確保のための措置を講じること。（違法駐車防止のための注意喚起・交通誘導員の配置等）

## (2) 委員が求めること

主催者は、雑踏対策として主に以下のような対策を講じることが望ましい。

- ① 事前に危険個所の点検を行い、重点的に安全対策を講じること。
- ② 観覧は一方通行にして、打ち揚げ後に時間差で帰るように規制すること。
- ③ 混雑時には、子ども、高齢者等の行動を優先させること。
- ④ 由良川河川敷に観覧エリアを設ける場合は、進入経路など観覧エリア内の安全確保を徹底すること。
- ⑤ 由良川河川敷に観覧エリアを設ける場合は、指定席にするなど、人数制限をすること。
- ⑥ 近隣自治会や関係者、関係団体へ説明し、賛同を得ていること。
- ⑦ その他、考え得る雑踏対策を講じること。  
(例) ライブカメラ等でリアルタイムに配信し、現地への来訪を抑制する  
(例) 有料観覧席を設けるなど、観覧エリアを限定的にする

### 3 責任体制の確保

#### (1) 各関係機関が求めること

福知山市

- ① 主催団体の定款や規約、名簿等が明確であり、花火大会前後の長期にわたり効力を有していること。
- ② 公共的な活動をしている団体であり、花火大会が当該団体の営利を目的とした催しでないこと。
- ③ 契約や経理、内部の意思決定等に関する書類が適切に作成、整理、保存され、外部の監査・指導を受ける体制があること。
- ④ 安全を最優先に計画し、実施するとともに、事故発生の場合には、必要な対応を履行できること。

#### (2) 委員が求めること

- 主催者は、責任体制の確保として主に以下のような体制を構築することが望ましい。
- ① 主催者は、定款や規約、名簿等、団体に関する体制が明確であり、事故やトラブルがあった際に責任が取れる団体であること。  
(例) 実行委員会、一般社団法人など
  - ② 実行委員会形式ではない場合の主催者は、公共的な活動をしている団体であること。
  - ③ 主催者の中に過去に由良川河川敷での花火の打ち揚げの経験者がいること。
  - ④ 実施計画の中に、具体的な責任内容を明確化すること。(〇〇の場合は、□□の責任を持つ。など)
  - ⑤ 警報等が発令された際の中止、延期の判断基準を策定すること。
  - ⑥ 近隣の類似規模の花火大会の中で最大の補償内容と同等の保険に加入し、迅速に対応してくれる保険会社を選定すること。
  - ⑦ 福知山市と市民が花火大会の運営や事故防止対策の履行を監視する体制が確保されること。

## 4 交通対策

### (1) 各関係機関が求めること

福知山警察署

- ① 由良川河川敷や音無瀬橋付近等の交通量のある道路の近くにおいて、花火大会を開催する場合、道路交通法第77条第1項第4号に基づき、当該場所を管轄する警察署長の許可を受ける必要がある。  
許可申請がなされた場合、道路交通法第77条第2項第3号において、  
・現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき。  
に該当するときには許可をすることとされている。そのためには、市の実質的な後援が必要である。
- ② 関係機関や団体等と協調して、交通の安全と円滑を確保することに必要な自主警備員や資器材の適切な配置と運用、相応の駐車場の確保等を講じること。
- ③ 具体的な手続き及び対策については、道路使用許可のほか、広範囲の交通規制、駐車対策、交通誘導計画等が必要であるほか、事前の広報活動が不可欠であるため、事前に協議を行うこと。

### (2) 委員が求めること

主催者は、交通対策として主に以下のような対策を講じることが望ましい。

- ① 花火大会の規模に応じて会場周辺の駐車場を確保すること。
- ② 渋滞対策のため市街中心部以外に駐車場を確保すること。
- ③ マイカーによる来場の自主規制を周知すること。
- ④ 歩行者の安全を確保すること。
- ⑤ その他、考え得る交通対策を講じること。  
(例) 観覧スポットを周知し、渋滞対策を講じる

## 5 救護対策

### (1) 各関係機関が求めること

京都府中丹西土木事務所

#### 【府管理道路区域内に救護テントを設置する場合】

① 府道を占有する場合は、道路法第32条に基づき、道路管理者の許可を受けなければならない。(※実施団体が公共団体等以外の場合)

・実施団体が公共団体又は公共団体を構成員とする団体等である場合は、以下②の「道路一時使用届」の提出となる。

② 府道を一時使用する場合は、道路一時使用届を提出しなければならない。

※道路交通法第77条による「道路使用許可の写し」を添付のこと

・届出者が、公共団体又は公共団体を構成員とする団体等で管理責任の所在及びその能力が明確である団体である場合。

福知山消防署

① 災害発生時に適正かつ円滑な災害現場活動を行うための消防警備計画を樹立するため、主催者は消防署と事前協議を行うこと。

### (2) 委員が求めること

主催者は、救護対策として主に以下のような対策を講じることが望ましい。

① 消防警備計画のほか、救護ブースに看護師等を配置するなど、万が一の事故等に備えること。

② 関係者、関係団体へ説明し、調整を行うこと。

③ 緊急車両用の進入路を確保しておくこと。

④ その他、考え得る救護対策を講じること。

## 6 適正な規模の設定

### (1) 各関係機関が求めること

福知山警察署

- ① 市民、市内関係機関・団体等の合意形成を図り、実施場所の地理的環境、花火大会を取り巻く情勢、公益性の程度等に見合った規模を十分に検討の上、警察署と協議を行うこと。
- ② 保安基準や許可条件に従い、適切な会場を確保すること。

### (2) 委員が求めること

主催者は、適正な規模の設定として主に以下のような計画を立てることが望ましい。

- ① 打ち揚げ発数等の規模は小さく始めて、その都度必ず検証すること。
- ② 打ち揚げ時間も極力短い時間から始めて、その都度必ず検証すること。
- ③ 検証の結果、安心安全に開催できた場合のみ規模を拡大すること。

## 7 火災対策

### (1) 各関係機関が求めること

福知山消防署

- ① 煙火消費に関し、福知山市火災予防条例第45条第1項第2号に基づき、「煙火打上げ・仕掛け届出書」を提出すること。
- ② 打上場所の出火防止対策として、煙火玉による保安距離に対し、2分の1以上の範囲の散水及び3分の1以上の範囲の草刈りを実施すること。

福知山市

- ① 緊急車両の通行や来場者の避難の妨げにならないよう、動線の確保を行うこと。

## 8 洪水対策

### (1) 各関係機関が求めること

国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所

- ① 降雨や増水により河川敷において工作物が流出する恐れのある場合、強風の場合、福知山水位観測所の水位が水防団待機水位を超える見込みになった場合は中止とし、設置されている工作物は速やかに撤去すること。

## 9 火薬類取締法関係

### (1) 各関係機関が求めること

京都府中丹広域振興局

- ① 煙火（花火）の消費に関しては、火薬類取締法第 26 条、火薬類取締法施行規則第 5 1 条及び第 5 6 条の 4 の規定並びに公益社団法人日本煙火協会の煙火の消費保安基準を遵守すること。
- ② 煙火（花火）を消費する場合、主催者は、打揚業者を交えて、事前に所轄の警察署、消防機関、その他関係者と十分に協議して、万全の対策を講じること。
- ③ 煙火（花火）を消費する場合は、火薬類取締法第 2 5 条第 1 項の規定により、京都府知事（京都府中丹広域振興局長）の許可を受けなければならない。また、許可申請書は、煙火消費日の概ね 5 0 日前までに提出が必要である。
- ④ 煙火（花火）の消費数量が少量（7 5 個以下（ただし 4 号玉以下、かつ 4 号 $\leq$  1 0 個、かつ 2. 5 $\sim$  4 号 $\leq$  2 5 個）の場合は、許可は不要となるが、煙火消費日の 2 週間前までに、京都府中丹広域振興局、警察署、消防署に消費届の提出が必要である。